

(目的)

【第1条】この規則は、学校法人小山学園 専門学校東京テクニカルカレッジが、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程（カリキュラム）の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む。以下同じ。）に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所管事項)

【第2条】委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 業界における人材の専門性の動向
- (2) 国又は地域の産業振興の方向性
- (3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能
- (4) その他、教育課程の編成に関連する事項

(委員)

【第3条】委員会の委員は校長及び校長が指名する教職員（企画部長、科長、事務長）の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、各系（第6条に示す）別に少なくとも以下の①または②から1名、③から1名を委員に加えることとする。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（「1号委員」と呼ぶ。）
- ② 専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者（「2号委員」と呼ぶ。）
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員（「3号委員」と呼ぶ。）

2 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

【第4条】委員会の委員長は校長（企画部長、科長）とし、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故のあるときは、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

【第5条】委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員総数の過半の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

4 書記は委員長が任命する。

(分科会)

【第6条】委員会は以下の3系分科会をもつ。

- ① 建築・インテリア系分科会
- ② 情報・Web・ゲーム系分科会
- ③ バイオ・環境系分科会

附 則 この規則は平成25年4月1日から施行する。

この規則は平成27年4月1日から施行する。